USPTO、PTABにおける裁量による審理開始拒否に関する指針を公表

2026年5月20日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、5月14日、特許審判部（PTAB）における当事者系レビュー（IPR）手続に対し長官の裁量により審理開始を拒否する決定を行った事件[1]について、先例（Precedential）指定を行った[2]。

今般、先例指定された事件は、連邦地裁において陪審員により有効性を認める判断が示された特許についてIPR請求がなされたものである。USPTO長官は、当該IPR請求が、連邦地裁の結論に対してUSPTOに再判断を求めるものに過ぎないため認められないと判断したが、その中で、審理開始決定を巡る長官の裁量権の行使に関して、以下のような考え方を示している。

- 米国発明法（AIA）でIPR等の手続が導入された趣旨は、特許の有効性を巡る訴訟手続の迅速かつ安価な代替手段を提供することにある。特許権者に争訟負担を強いて商業活動を阻害する目的で同手続が用いられるべきではない。
- 連邦地裁や国際貿易委員会（ITC）等で特許の有効性が判断されたにもかかわらず正当な理由なく重複的なレビューが請求されるなど、本来の趣旨に沿った形でIPR等が十分に活用されていない実態がある。
- 審理開始決定に関してUSPTO長官に与えられた広範な裁量権の行使は、単に当事者間の個別争訟の解決のみならず、経済的観点、行政手続の効率性、PTABにおけるレビュー手続の遂行能力、特許制度の健全な運営など、公益的な見地からなされるべきものである。

本件では、上述の考え方に則った裁量権行使の参考事例として、特許審査官に過誤があったことを重視して審理開始を拒否しなかった事例[3]や「Settled Expectations（確立した期待）」の存在を重視して審理開始を拒否した事例[4]などにも言及されている。

（以上）

---

[1] Magnolia Medical Technologies, Inc. v. Kurin, Inc. (IPR2026-00097)
[2] USPTO issues precedential decision detailing the principles underlying the Director's exercise of discretion
[3] Padagis US LLC v. Neurelis, Inc. (IPR2025-00464)
[4] Dabico Airport Sols. Inc. v. AXA Power ApS (IPR2025-00408)